

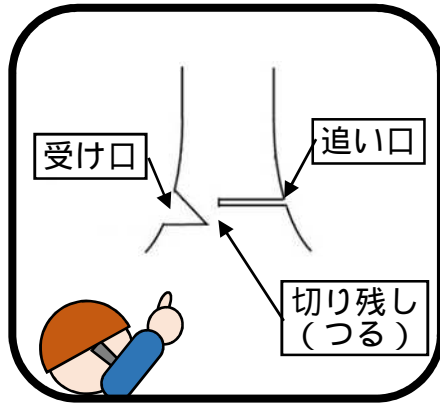
# STOP！ 林業災害

帯広労働基準監督署内の林業における労働災害発生状況を見ると、折れた枝等が飛来する、伐倒の際に退避が不十分又は退避しない、受け口・追い口を正しく切っていない等による災害が多く発生しております。

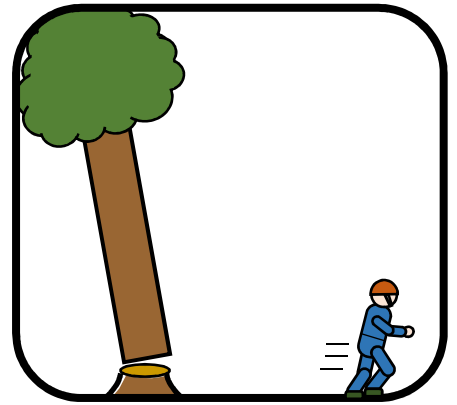
また、労働安全衛生規則の改正により、チェーンソー作業時には、伐倒作業・造材作業時の立入禁止、切創防止保護衣の着用、かかり木の不適切な処理の禁止等が定められましたので、関係法令及び「チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドライン」等に沿った手法により伐倒作業を行うようお願いいたします。



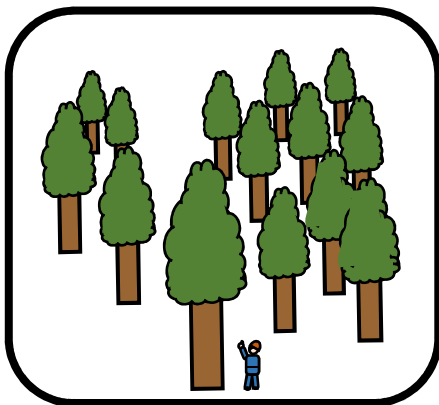
折れた枝・つるがらみ等の危険を確認・除去



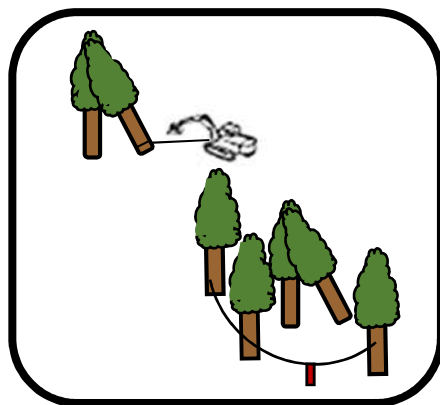
受け口と追い口を正しく切ること



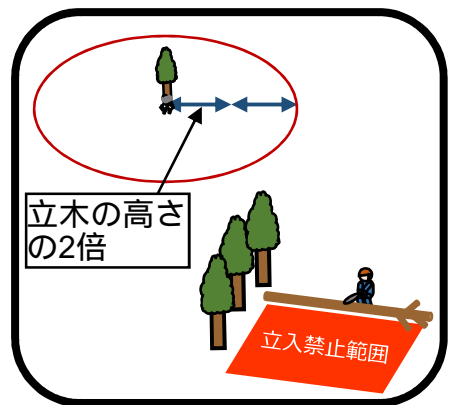
立木が倒れ始めたら、退避を



伐倒方向は正しく、かかり木等が発生しないように



かかり木が発生した時は、すぐ処理か立入禁止を



伐倒、造材作業時は、危険範囲内への立入禁止を

## 帯広労働基準監督署

〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155)97-1244(安全衛生課)

FAX (0155)21-1924

# チェーンソー作業を安全に行うために！

チェーンソー作業による労働災害を防止するため、チェックリストを用いた点検を行いましょう。

区分	点検項目	確実に実施、概ね実施、未実施×
チェーンソー伐倒作業	ヘルメット、耳栓、防振手袋、切創防止保護衣、合図のための笛等が使用できる状態か点検し、着用又は携行しているか	
	伐木前に、つる絡み、枝絡みを確認し除去しているか、また、かかり木はないか	
	枯損木、根むくれ等の立木、立木に腐れ、空洞はないか確認しているか	
	伐倒木は裂け易い木か確認しているか	
	腐れ、裂け等の立木の伐倒は対策を講じているか	
	伐倒者以外の立入禁止としているか（立木高さの2倍相当を半径とする円の内側、下方は立入禁止）	
	伐木方向は確認しているか	
	受口の水平切と斜め切りの線は合っているか、追い口切りは水平か、切り残し（つる）は確保されているか、また同一のくさびを2個以上使用して伐倒しているか	
	笛による合図と指差し呼称を実施しているか	
	退避場所は障害物等を除去し確保しているか、また追い口が浮き始めたら直ちに退避しているか	
造材作業	伐倒した木の転落等防止はしているか、また安定した（させた）場所で行っているか	
	枝払い、玉切りは伐倒木等の転落がない場所か、また山側で作業をしているか	
	玉切りした木の上を移動していないか	
かかり木処理	作業方法、作業手順等について定めているか	
	かかり木が発生したときは、かかり木処理器具や重機を用い速やかに処理しているか、また速やかにかかり木処理ができないときは、立入禁止範囲を明確にして表示しているか	
	かかっている木の伐倒を行っていないか	
	浴びせ倒しを行っていないか	
	かかっている木の元玉切り、肩担ぎを行っていないか	

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」については、下記のURL又はQRコードにより令和2年1月31日付け厚生労働省のプレスリリースからダウンロードすることができます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09175.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html)

